

# くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

## 子育て

### 夏休み児童クラブ利用受付

新型コロナウイルス感染症対策のため、家庭での保育が可能な人は、利用自粛の協力をお願いします。日中保護者が不在で利用が必要な人のみ夏休み期間中（新規）の利用を受け付けます。

- ▽開設日時 8月7日(金)から17日(月) 午前7時30分～午後6時30分
- ※日曜日、祝日、8月13日(金)～15日(日)は休みです。
- ▽対象 町内の小学校に在籍している児童で、夏休み期間中に保護者が家庭に不在の児童
- ※申込者多数の場合は、調整する場合があります。
- ▽保育料 月額1300円
- ※減額・減免措置があります。
- ▽申し込み期間 7月1日(金)～22日(日)
- ※必ず期限内に申し込みをしてください。
- ▽持ってくるもの 在職証明書

## 相談

### 成年後見制度の無料出張相談

※証明書の様式は、各児童クラブと健康・こども課窓口にあります。

- ▽申し込み・問い合わせ 子育て支援係 (☎2223局3537)
- 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は生活費の管理がうまくできなくなったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされたりするなどの問題が出てくる場合があります。成年後見制度はこのような人の権利や財産を守る制度です。
- 北九州市成年後見支援センターの社会福祉士などが相談に応じます。
- ▽とき 7月22日(金) 午後2時～5時(相談時間は1時間以内)
- ▽ところ 役場4階会議室
- ▽対象 町内に住んでいる人とその家族
- ▽定員 3人(先着順)
- ▽参加費 無料
- ▽申し込み・問い合わせ 7月2日(日)から芦屋町地域包括支援センター1(福祉課内) (☎2223局3581)へ
- ※遅れるときや相談の取り消しをするときは、連絡してください。

### 心と体の発達教育無料相談

2カ月に1回、遠賀郡3町出張相談が行われます。芦屋町での次回開催は、令和3年1月の予定です。開催日時などは広報あしやでお知らせします。



- 子どものことで気になることや悩んでいることなどを相談してみませんか。子どもの発達や発育に関して専門的な知識をもつ相談員が個別に対応します。
- ▽とき 7月19日(日)、8月1日(土) 午後1時～5時(相談時間は1時間程度)
- ▽ところ 福岡県教育庁北九州教育事務所(直方市植木)
- ▽対象 遠賀郡に住んでいる人で、小学校入学前の子どもの保護者
- ▽相談内容 ①子どもの発育・発達などに関すること②家庭や幼稚園・保育園での生活で困っていること③小学校に入学するにあたって心配なことなど
- ▽申し込み・問い合わせ 7月10日(金)までに、北九州教育事務所 教育相談室(村尾 ☎0949-25局1203)へ
- ※事前に申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

## 教育相談会(無料)

日常生活の中で「ことば」「コミュニケーション」「生活習慣」「学習」など、子どもの発達や成長に関して気になることを専門家に相談してみませんか。秘密は厳守します。

▽とき 8月4日(金) 午後1時～3時

▽ところ 役場4階会議室

▽対象 町内に住んでいる子どもとその保護者で、子ども(特に小学校就学前)の発達や成長で気になることがある人

- ▽定員 8組
- ▽申し込み 7月6日(金)～17日(金) 午前8時30分～午後5時に、学校教育係 (☎2223局3547)へ

### 人権生活相談をご利用ください

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、当面は電話で相談に応じます。
- ▽相談内容 人権に関することや生活・就職・進学相談など
  - ▽受付時間 午前9時～午後5時
  - ※直接相談員に連絡してください。
  - ◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎2

### 家族による家族学習会

- 「一人で悩んでいませんか」
- 精神疾患など人が家族にいる人同士が、互いの体験を語り合い、それに基づく知識や知恵を共有しながら学んでいく講座です。
- ▽とき 8月～12月の第2土曜日 午後1時～4時(計5回)
  - ▽ところ はまゆうサポートセンター1(水巻町吉田西)
  - ▽対象 統合失調症など重度の精神疾患の患者やその家族

- ▽定員 5人
- ▽参加費 テキスト代(全5回分)と資料代1820円
- ▽申し込み 参加申込書を7月22日(金)までに、はまゆうサポートセンターへ郵送(〒807-0004 水巻町吉田西3丁目19番11号)、またはファクス(☎201局8151)で提出してください。
- ※申し込み用紙は、福祉課窓口にあります。
- ▽問い合わせ はまゆう家族会 (☎201局6151)

## 後期高齢者医療制度 被保険者の皆さんへ

### ■保険証が8月に更新されます

現在使用している保険証(うすむらさき色)の有効期限は、7月31日(金)です。保険料の滞納がある人を除き、8月1日(日)から1年間使用できる新しい保険証(水色)を、7月下旬に簡易書留で郵送します。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい保険証(水色)を窓口で提示してください。

### ■限度額適用認定証などが8月に更新されます

現在使用している限度額適用認定証(オレンジ色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(白色)の有効期限は、7月31日(金)です。

この2つの認定証をすでに持っている人で、令和2年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日(日)からの新しい認定証を保険証とは別に7月下旬に郵送します。

#### 【限度額適用認定証とは】

限度額適用認定証とは、負担割合が3割になる人で、所得が一定額未満の人に発行します。入院または高額な外来診療を受ける際に医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなります。

#### 【限度額適用・標準負担額減額認定証とは】

限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である人に発行します。入院または高額な外来診療を受ける際に医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、認定証を持っていない人が交付を希望する場合は、保険年金係で申請手続きが必要です。

▷申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証(保険証)・印かん

### ■令和2年度の保険料

令和元年中の所得金額と世帯状況により、保険料額を決定します。

7月中旬に郵送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で確認してください。

※世帯とは、令和2年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

▷問い合わせ 保険年金係 (☎2223局3532) または、福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎092)651局3111)





## 募集

### 会計年度任用職員を募集

●夏期学童クラブ指導補助員

▽任期 8月6日(日)

▽募集人数 3人

※高校生は不可

▽業務内容 指導員の補佐(宿題や遊びの見守り、集団生活の支援、事故防止、楽しみ会の運営、児童の出欠やおやつ代の管理、保護者との連絡・連携など)



▽勤務時間 午前9時～午後5時45分の間で7時間勤務(シフト制、休憩1時間)

▽勤務形態 週5日程度

▽報酬 時給897円

▽保険 なし

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み・問い合わせ 7月22日(日)までに申込書に必要事項を記入の上、人事係(☎223局3574)へ提出(郵送可。ただし、7月22日(日)必着)

※申込書は、総務課窓口(〒100-8585)に設置しています。また町のホームページからダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する

欠格条項に該当する人は応募できません。

※地方公務員法の各規定(守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など)が原則適用となります。

### 介護に関する入門研修

▽とき ①A日程(5日間受講) 8月21日(金)、24日(月)、26日(水)、28日(金)、9月3日(日) ②B日程(5日間受講) 12月12日(日)、19日(日)、26日(日)、令和3年1月9日(日)、16日(日)・②いずれも午前10時から

※終了時間は日程により異なります。

▽ところ ①中間市中央公民館(中間市蓮花寺) ②飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー(飯塚市綱分)

※北九州地区(小倉北区)などの会場もあります。詳細は次のURLで確認してください。  
http://www.fuku-shakyo.jp/jinzai/

▽内容 介護に関する基本的な知識

▽対象 介護未経験者

▽定員 50人(先着順)

▽参加費 無料

※事前に申し込みが必要です。

▽問い合わせ・申し込み 福岡県社会福祉協議会人材情報課(☎092-584局3310)

## お知らせ

### 開催期間延長

企画展 吉田家の男達

企画展「吉田家の男達 吉田磯吉と吉田敬太郎 信念の政治家」は、期間を延長して開催します。これに伴い、今年度予定していた「芦屋幻視行 夢幻能『砧』と百鬼夜行の世界」の開催を中止します。

芦屋町で生まれ、明治の石炭景気のなか、川船の船頭から腕一本で世を渡り若松で一家の名を成し、政治家として信念を集めた磯吉、衆議院議員在任中東条内閣批判を行い投獄され、獄中で聖書に出会い戦後牧師と市長職を兼任した敬太郎。芦屋と縁の深い吉田家の功績を顕彰します。

▽とき 10月4日(日)まで・午前9時～午後5時

※月曜日は休館です。ただし、月曜日の場合はその翌日が休館

▽ところ 芦屋歴史の里



▽入館料 中学生以上200円・小学生100円

▽問い合わせ 芦屋歴史の里(☎222局2555)

### 芦屋釜の里イベント情報

▽問い合わせ・申し込み 芦屋釜の里(☎223局5881)

※月曜日は休園です。ただし、月曜日の場合はその翌日が休園

①夏限定、抹茶アイス  
星野村の抹茶と阿蘇のジャージー牛乳を使った、こだわりの味を「ご賞味ください。」

▽期間 7月7日(日)～8月30日(日)

▽料金 中学生以上500円、小学生300円、未就学児200円(入園料とアイス、冷茶代)

②朝顔呈茶  
夏の庭園の風情を染しみながら抹茶を一服いかがですか。



▽とき 7月23日(日)～26日(水)・午前9時～午後4時40分

▽ところ 芦屋釜の里立礼席

▽内容 立礼席での呈茶(朝顔の和菓子と抹茶)

※お申込みはありません。

▽料金 中学生以上500円、小学生300円、未就学児200円(入園料とお茶代)

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯は、国民健康保険税の減免が受けられます。

### ■対象となる世帯

①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額免除

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ 一部を減額

主たる生計維持者が、(1)～(3)の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 事業収入や給与収入など、収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 前年の所得の合計額が、1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

### ■減免額

保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

A：令和2年度の国民健康保険税額(7月中旬に通知予定)

B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の所得の合計額

D：前年の合計所得金額に応じた減免割合

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1000万円以下の場合：10分の2

※世帯の主たる生計維持者の事業などの廃止や失業をした場合には、前年の所得の合計額にかかわらず、対象保険税の全部が免除となります。

### ■対象となる保険税の減免対象期間

令和2年2月1日～3年3月31日までの納期限のもの

### ■申請期限

①令和元年度 8期、9期、2年度1期分 ⇒ 7月31日(日)まで

②令和2年度 2期～9期分 ⇒ 各納期限まで

▷問い合わせ 課税係(☎223局3534)



## 夏の交通安全運動

7月10日(金)～19日(日)

一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図るために、県下一斉に交通安全運動が行われます。一人ひとりが交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

### ▼重点項目

○飲酒運転の撲滅

○子どもと高齢者の交通事故防止

○自転車と高齢者の交通安全の推進

STOP! 飲酒運転 飲酒運転は、重大な犯罪であり、高額な罰金、懲役、免許取消し、職場の解雇など、取り返しのつかない事態を招きます。自分はもちろん家族や知人が飲酒運転しないよう、声かけ注意をしましょう。

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない。



▽問い合わせ 地域振興・交通係(☎223局3539)





# マイナポイントを手に入れよう!

## マイナポイントを活用した消費活性化策!

キャッシュレス決済で買い物やチャージをした際に、マイナポイント（1人あたり最大5000円分）がもらえる国の事業が9月から始まります。マイナポイントをもろうには、次の手続きが必要です。

※経済産業省の「キャッシュレス・ポイント還元事業」とは別の事業です。

### ▷申し込み方法

①マイナンバーカードの取得 ※申請から取得まで約2カ月かかります

②マイナポイントの予約（マイキーIDの設定）

専用サイトでマイキーIDの設定をすると、自動でマイナポイントの予約がされます（住民課窓口で設定の支援をしています）。

【マイナポイントの予約に必要なもの】

マイナンバーカードと4桁の電子証明書暗証番号

マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンやパソコン

③マイナポイントの申し込み ※7月1日以降

マイナポイント申し込みページで、自分が利用するキャッシュレス決済サービスを選択して申し込みます。

▷問い合わせ マイナンバーカード、マイキーID設定の支援に関すること=住民係(☎223局3531)

マイナポイントに関すること=広報情報係(☎223局3575)



マイナポイント事業  
ホームページ



## お知らせ

ごみの野外焼却はやめましょう

野外焼却による煙や臭気はダイオキシン類を発生させるなどの大気汚染の原因のひとつとなるため、焼却行為は原則禁止されています。焼却行為により周辺住民の生活環境に支障を与え、苦情などがある場合は指導を行い、罰金が科せられる場合がありますので注意してください。

最近、自宅の庭の草木を焼却して、その煙が近隣住民宅に入ってくる事案の苦情が多発しています。たとえ軽微な焼却でも、煙による臭いなどは広がりますので周辺住民の方に迷惑にならないよう配慮をお願いします。

▽問い合わせ 環境・公園係(☎223局3538)

## 住宅用火災警報器の設置点検をしていますか

住宅火災の早期発見や、就寝中の火災からの逃げ遅れを防ぐために、平成21年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、10年以上が経過しました。

この住宅用火災警報器は、内蔵

する電池（バッテリー）はおおむね10年が寿命であるため、製造から10年を経過したものは本体を取り替えることが推奨されています。自宅に設置している住宅用火災警報器の製造年月日や、電池の寿命を確認してみてください。また、設置されていない家庭はこれを機に設置しましょう。

▽問い合わせ 遠賀・中間地区防災協会（遠賀郡消防本部内）(☎293局8125)

## 令和2年度国民健康保険税納税通知書を発送します

7月中旬に国民健康保険税納税通知書を発送します。各月の納税限は次のとおりです。

▽納付書による納付の場合

1期：7月31日(金)、2期：8月31日(金)、3期：9月30日(金)、4期：11月2日(日)、5期：11月30日(日)、6期：12月25日(金)、7期：令和3年2月1日(日)、8期：3月1日(日)、9期：3月31日(日)

▽口座振替による納付の場合  
各納付月の25日（土日祝日の場合は、翌営業日）。

※口座の残高に注意してください。

▽問い合わせ  
課税係(☎223局3534)  
納税係(☎223局3535)

## 編集後記

▼厚生労働省が公表した、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」では、一人ひとりの基本的感染対策でマスクの着用が感染防止の基本の一つとされ、人との接触の状況によってはマスクの着用が求められています。私は、これまでは花粉症対策のために一定期間だけマスクを着用していましたが、今では毎日着用しています。ただ、長時間の着用は耳が痛くなるので、それを解消する方法をいろいろと試しているところで。さて、福岡県の外出自粛要請が解除され、外出をする機会も増えていきます。マスク着用は、していないときと比べて心拍数や呼吸数、体温温度が上昇するなど体に負担がかかることがあるそうです。これから暑くなっていく時期を迎え、感染症と熱中症の予防が両立できるよう、体調管理に気を付けたいと思います。(小田)

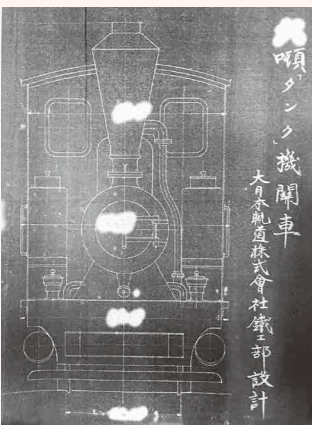
▼3月からさまざまな事業やイベントが中止され、取材の機会がほとんどなくなってちよっと寂しかったです。気持ちのいい春は緊張の連続で楽しめませんでした。この頃ようやく生活スタイルにも慣れ、気分も少し晴れてきました。7月は芦屋のシンボル花、ハマユウの開花と美しい海の色を楽しもうと思います。(鍛守)

## 芦屋歴史紀行 その二百九十

### 吉田家の男達 ⑥ 磯吉と芦屋鉄道

明治43（1910）年、軽便鉄道法が施行された。芦屋町では早くから遠賀川・折尾方面に通じる交通機関の設置が考えられていたが、町として実現するには種々の困難があった。町内の有志たちが発起人となり、明治44（1911）年、芦屋軌道株式会社が設立され、芦屋・遠賀川間の軽便鉄道敷設事業が始まった。県に申し立てられたのは大正元（1912）年であった。その際会社名は芦屋鉄道株式会社と変更された。

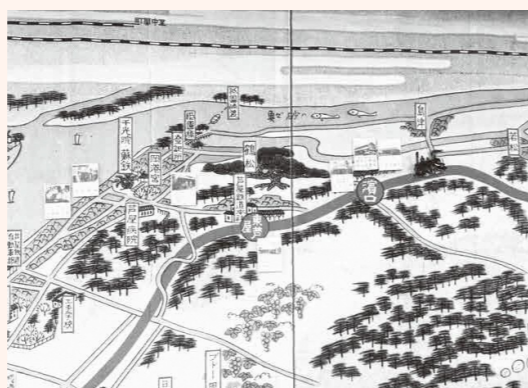
機関車はすでに若松在任となっていた吉田磯吉に斡旋を依頼し、石川島造船所若松支社で製作された。



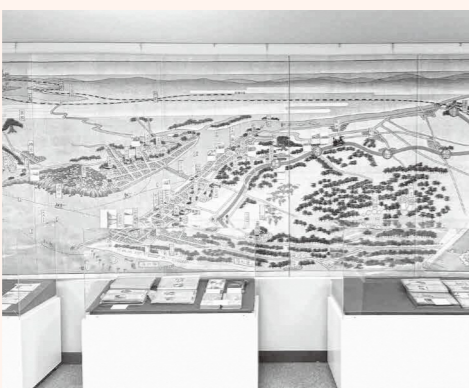
▽機関車設計図

石川島造船所は現在の株式会社HIIの源流にあたる会社で、江戸時代に創業された高い技術力に定評のある会社である。ちなみに若松港に設置され東洋一と称された、石炭積み下ろし用ガントリークレーンの機械部分の施工は石川島造船所若松支社が請け負っている。

大正4（1915）年、西芦屋駅（現在の役場前）～遠賀川駅間全長6・1キロメートルが開業した。レール幅は軽便特有の762ミリメートル。残念ながらスピードも馬力もあまりなかったとされる。機関車に連結する車両は客車一両・貨車一両で一日6往復していた。芦屋鉄道は、創立当時から経営難であったが、大正13（1924）年の資料に、「代議士吉田磯吉を取締役社長に迎え好転しつつある」とある。吉田磯吉がいつ頃から本格的に芦屋鉄道に関わりを持っていたかは不明だが、近年珍しい資料が発見された。「大日本軌道株式会社鉄工部製6トン機関車図面」である。図面袋には大正8（1919）年申請用とあり、二期目の車両導入資料のようである。当時の監督庁は鉄道院だっ



△芦屋鉄道路線図部分拡大



△芦屋鉄道路線図展示風景

たので、そちらに吉田磯吉名義で提出された書式の写しであると考えられる。新鋭機関車を導入するも、やはり営業は不振で芦屋鉄道株式会社は法的に解散したのは、昭和6（1931）年であった。

(芦屋歴史の里)

